

第三十四回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第二十四号

昭和三十五年四月二十日(水曜日)

午前十一時十分開議

出席委員

委員長 吉川 久衛君
理事秋山 利恭君 理事田口長治郎君
理事丹羽 兵助君 理事本名 武君
理事角屋堅次郎君 理事芳賀 貢君
理事小平 忠君

出席委員

今井 耕君 金丸 信君
坂田 英一君 高石幸三郎君
野原 正勝君 松岡嘉兵衛君
松田 鐵蔵君 保岡 武久君
赤路 友蔵君 足鹿 覺君
石田 有全君 中澤 茂一君
西村 関一君 松浦 定義君
神田 大作君 小松信太郎君
中村 時雄君

出席政府委員

農林政務次官 小枝 一雄君
農林事務官 伊東 正義君
(農地局長)

委員外の出席者

農林事務官 庄野五一郎君
(農地局参事官) 岩隈 博君
専門員

本日の会議に付した案件

参考人の出席要求に関する件
開拓費振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)
開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)
開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案(内閣提出第一〇六号)

○吉川委員長 これより会議を開きます。

この際、参考人招致に関する件についてお諮りいたします。甘味資源に関する件、及び韓国留漁民の問題について、それぞれ参考人の出席を求めその意見を聴取したいと思ひます。が、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○吉川委員長 御異議なしと認め、さう決定いたします。

なお、参考人の人選及び出席の日時等については委員長に御一任願ひたいと存じます。

○吉川委員長 次に、開拓費振興臨時措置法の一部を改正する法律案、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案及び開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案を議題とし、質疑を行ないます。松浦定義君。

○松浦(定)委員 ただいま議題になっております開拓三法案の審議につきましまして、連日非常に熱心な討論が行なわれております。与党の諸君は特に御出席もいし、非常に御熱心である。この三法案の終局的な目的というもののについて、私は昨日も参考人の意見を聞いたわけでありましたが、昨日の参考人の意見は政府としては相当尊重すべきであると思ひます。少なくとも終戦後の新しいケースとして開拓行政というものが出て参りまして、日本農業の行き方について、国内の地上・地下資源を中心とした農業行政に

対する新しい方針が出されたと思ひわけでありますが、その当時から今日まで営々として奥地にあるいは僻地に非常な苦勞をしながらこの政府の示した開拓行政によって農業をやリ、それぞの中心になつて苦い経験を持つておる方々の意見を聞いた昨日の意見の中では、だれ一人として現在の開拓行政はこれで十分だというようない意見は私どもは聞かなかつたのであります。それについてどうかと言へば、政府としてもその通りだというようない御発言が今日まで各委員の質問に対して行なわれておるのであります。少なくとも終戦後十五年になりますので、農業はもろろん、全体の日本のいろいろな政策的なものが安定をしてこなければならぬにもかかわらず、この農業行政はむしろ不安定な方向に向かいつつある。そして、いろいろの御意見の中にありまして、今日の貿易の自由化等が進められまゝの場合において、一方残されておる農林行政の中で特に開拓行政が行き詰まつておるといふ一つの考え方から今日の法案の一部改正が出たと私は思ひます。であります。今までの質疑の中から聞いておりましたが、どうも、私どもは、開拓行政と一般農業行政というものの関係について、目的は同じであるけれども、その進め方について必ずしもその方向へ向かつていくような問題が出て参る。かように考へておるのであります。戦後の食糧増産のための生産農民といったような立場と、今日ではまた

最低の人間生活をするために農民でおれといったような形にしか受け取れないような気がしてならないのであります。少なくともこういふ二つの立場といふものを今日の農業政策の中からすっきりしたものにするには機械的な法案であつてはならないのであります。が、昨日の参考人の御意見をいろいろ政府も直接あるいは間接にお聞きになつておると思ひますが、この御意見を聞いて、今日の気持を政務次官並びに農地局長からお聞きしたいと思ひます。

○小枝政府委員 私は不幸にして昨日の参考人の御意見を聞く機会を得なかつたのであります。ただいま松浦委員お話しのように、今日のわが国の開拓関係の営農は、入植した時期にもよりますが、一部においては非常に困難な状況にあるといふことは、われわれも認めておるところであります。また、そういう実情にあることも承知いたしておるのであります。従ひまして、これらの問題につきましましては、お説のように、農業としての営農に必要な基本条件をすみやかに整備いたしていきまことも必要でありますし、同時にまた、それらの環境を整備いたしまして、いわゆる生活の上にも明るい光明を見出すことのできるような方向に進めなければならぬといふことは、これはわれわれも全く同感なのであります。従ひまして、昨日参考人の方がお述べになりましたことは事務局でお話になりまして、昨日参考人の方がよく何つておると思ひますが、われわれ

れといひましては、こういう實際に關係のある人たちの声は、これを真剣に聞き、でき得る限りこれを実現するような方向に進めていくべきだと、かように考へておるわけでありまして、

○伊東政府委員 私も、農業法人問題がございまして、どうしてもこの話は聞けませんでしたが、あとで議長から話は聞いております。今までも私どもが予算をやります際あるいは法律をやります際に開拓者の方と話し合ひましたこととだいたい重複いたしておるのであります。私どもとしても、今

まで諸先生方の御質問が出ました点と、開拓者の方あるいはその他の参考人の方々が述べられた点に大体一致しております。私どもとしても、最善の努力をしまして開拓者の営農安定といふことに努力めたいという気持ちには実は変わりないわけでありまして。ただ、ある許された財政のワケ内その他で考へることとございまして、今御審議願つておりますことで開拓地の問題が全部解決できるとは考へておりません。これにつきましては、前々お答え申し上げておりますように、やはり基本的な問題がございまして、審議会等で十分御審議願つて、三十六年度以降また十分考へたらどうかという考へ方を持つております。

○松浦(定)委員 ただいまの御発言ですと、毎回予算のたびにいろいろ協議をしながらやつていくけれどもというお話であります。これは、例にたとえて申しますならば、農民の立場から

いけば、古い機械を入れてもらって、それが故障するたびにわずかな予算をもらって故障を直してやっていくというふうなことで、そういうふうなやり方ではない。目標に近いような能力を上げたり生産が上がるというふうなことは全然考えられないと思うのです。でありますから、そういう古い機械はこの際投げて、新しい機械を入れるといったような考え方がこの開拓行政の中に出てこなければ、今年御苦勞になつていくようなことが実現できないと思うのです。従つて、今度は審議会等も作つていろいろ研究し、今までの営農類型の型もさらに一歩前進したようなものを作るというお考え方だと思ひますので、その点については非常な努力を私どもも期待いたしておるわけでありま。

そこで、きのうも意見が出ましたし、参考人に対して石田同僚委員からの御質問がありました。この三法の中にはいろいろ問題がありますが、やはり、とにかく農業をやろうというのとで決意をして入つたけれども、その農業に従事することができないというものは、私は、何としてもこれは一番最初に取り上げなければならぬ問題だと思ひます。それが間引きの問題だといふことで出て参つておるのではありませんが、ちょうど今から四年くらい前に私がこの問題を党として取り上げた理由が、今日まで依然として未解決に近い状態でおるわけなんです。北海道は、御承知の通りに相当集団的な入植もいたしております。しかし、集団でない地帯もあるわけであり

ますが、大樽町というところに晩成といふところがありますが、この晩成に約六十戸くらい集団入植をしたものがあつたわけなんです。これに対していろいろ調査をしてみますと、六十戸でも一戸平均の生産その他のあれが、ひどいものは十勝の平均農家の五分の一、いいものでも三分の一くらいの状態にしか置かれておらない。従つて、六十戸であるけれども、大体十五戸ないし二十戸程度のものの生活にひとしい収入の中でやつておるという状態なんです。これではいかぬというところで、この間引きの問題を取り上げてやつたのですが、さて行くといふことになりました。いろいろな問題が出てくるわけなんです。きのうもお話がいろいろありましたが、今まで持つておつた負債をどうするか、あるいはその行き先をどうするか、あるいはその問題があるわけなんです。これは、やはり、もうすでに事ここまでするには明らかな方針が出されておるだらうと思ひます。従ひまして、きょうお聞きしたいことは、そういう間引きをする場合に、過去の負債の問題等をどう処置するかという問題。これは、ひどいものはやはり六十万も七十万もあるであります。平均して約二十万ないし三十万もありますけれども、低産地帯の二十万は、今申し上げましたような中央部におきます農民の生活での約百五十万くらいに匹敵すると思ひます。でありますから、そういう負債をそのままにしておいて今後この間引きの問題を解決しようと思ひましても、純々として跡を絶たないような結果が出てくると私は思ひますので、各

委員からもお話がありました。この機会に、間引きをする場合は優先的に取り扱つて、しかも、過去の負債についてどうといったような考え方を持たないで、その人間が他に行つた場合とどういふ生活をさせるべきであるという点に目標を置かなければならぬと思ひます。でありますから、その過去の負債の整理の仕方あるいは移転先、さらに、整理する場合のあとを引く受ける者に対して、その土地をどういふ形で引き受けさすかという点に注意を以て、いま一度一つはつきりした御方針を承りたいと思ひます。

○伊東政府委員 間引きの問題でございますが、三十五年度から始めますのが六百戸というふうなことになると思ひます。これは、実は試験的にやります。その成果を見た上で、計画的には三十六年度以降からやりたいと思ひます。それで、間引きであります。出て行く人につきましては、離農——全然農業から離れるという人につきましては、きょうもいろいろいふ人にか。あるいは移住する人、あるいはほかに再入植したいという人、おそれらく三種の人が出てくるだらうと思ひます。先生もおっしゃいましたように、移転先と申しますとおそらく再入植の問題だと思ひます。この取り扱いは、これは全然新規といふことではないといひました。たとへば二十軒集まつておるところが全部出て行くといふような場合もありましよう。これは、例外的かもしれませんが、あるいは五、六戸固まつて出て行くとか、いろいろあります。この移転先につきましては、一つあるいは道とよく相

談をしまして、再びそういうことのないように、なるべく、基本営農類型地区でございませうか、そういうところに入れてあげるといふことを考えたらどうか。これは、原則として相談をするつもりでございます。扱ひとして、これは新規入植の扱いにする、また、基本営農資金から考えていくというふうなやり方をしていくつもりでございます。

それから、残つた人の土地の引き受けでございますが、これは、残りました人が経営規模を拡大するといふ振興計画をおおきく立てましてから、それに基づきましてそういう配分をした。あるいはそういう場合に土地取得という意味で自作農資金等の世話をしてもらつておる。また、借財の問題でございますが、これは、おそろくそういう人につきましては補助金を出しまして、あるいはそのほかに土地を売り家を売つて返せる人は返してもらいますが、そうでない人につきましては、これはおそろく条件緩和の対象になるような人が多くと思ひますので、今度の新しい条件の緩和といふような方法をとつたらいのではありませんか。また、離農する人につきましては、これは和解でもいたしまして、長い期間猶予期間でもつけていくというふうなやり方でもつたらどうかといふこと。これは再入植の問題については考えております。

○松浦(定)委員 お話を承つております。なるほどそういう方向に行きましよう。なるほど考えられるのですが、実際にその対象になる農家は、今のようなお話ではどうにもならぬといふこ

とでこいいう形になつてしまつたのです。でありますから、私どもは、やはり、一般の既存農家あるいは開拓者の今日までの者に対して、そういう前例がないとかあるいはまた影響があるとかいふことにはこだわつておられるような御意見もいろいろお聞きしたのですが、そういうことにこだわつて将来再びそういう人をまた作るようなことになつて問題を起すよりも、多少そういう者には済まないといふような気がありますが、将来そういうものを起さないといふことが、そういう人に対するほんとうの考え方だと私は思ひます。

〔委員長退席、秋山委員長代理着席〕
でありますから、ただ法案の内容の説明だけであります。そういう答弁しか生まれません。やはり、道路も、実地現場へ行きまして、やはり、道路もないところ、橋もないところ、掘立小屋に近いところ、これはもう議論外なことを見たら、これはもう議論外なことです。でありますから、そういうことも一つ今後はこの改正をするにあたりまして十分運営の面でも考えてもらなければならぬと思ひます。そこで、私は、この間引きの問題で今回非常に感じたことがあるのです。たとえば北海道庁でそのことを実はほとんど進めておるわけなんです。先ほど奨励金とか金とかの形で十数万ないし十五万の金を何とかといふ話だけれども、もう金ではないのです。十数万つたから、十五万つたからそれで充實ができるというものでないのです。やはり、営農をする、再び新しい地帯に行つてやるという、そういう金にか

えられないようなあたかい施策というものを打ち出していただかないと、十萬や十五萬の金は今日の段階では半額もたらなくなってしまうのです。やはり、永遠に残るものをこの機会に与えてもらいたいことが私は必要だと思ふのです。既存農家の非常に苦しい立場はありますけれども、私も、やはり、再び既存農家のような苦しい目を開拓者にさせてはいかぬというように考えながら、法改正の中には盛れないという施策を特段にこの際やってもらいたい、こういうふうに考えるわけなんです。

そこで、先般私はこれは新聞で見たのですから、あまりはつきりわかりませんが、たとえば北海道の根室原野でパイロット・ファームを、昭和二十七年からですか、いろいろやっております。あれについては、一戸平均、政府資金並びに自己資金、負債等を含めまして約五百萬くらいのが投資されておるわけなんです、ちやうど私は参議院におるときにあの法案が出まして、そのときの審議に携わった経験を持つておるわけなんです。当時大塚さんが局長だったのですが、私どもの質問に答えては、これは将来こういう地帯においてこういうケースでやらなければ、日本農業、特に開拓行政というものが見通しはつかないんだ、だから世銀の金を借りてもやるのだ、こういうお話をした。その当時、やはり私は、従来五十年、六十年前から入植しておる、道路を一つ隔てたその区域外の牛を一頭も持たないような農家との均衡をどうするかというようにお話をしつづいぶん話したのです。そういうものが

あるからやるんだ、この成績いかんによつてはそういうものは出さないようにするんだ、こういう強いあれでもつてここに進められておる。ところが、私どもの今聞いている範囲内では、いよいよ償還期限に入りますと、一年に約二十萬以上のものを元利合計で返さなければならぬというような計画になりつつあるという状況を見ましたときに、あの地帯でそういうことは私はとうてい不可能であるというふうに実は考えるわけなんです。でありますから、それだけ金をかけてもそんな結果でありますから、既存の農家は推して知るべきであります。今日この開拓三法を改正するにあたりまして、あのパイロット・ファームというものを全然参考にしなくて、あれは別だというように考え方ではこの法案の一部修正をおやりにするならば、これは、先ほど申し上げましたような、法案以外の政策に対する農民の不信というものは、これはもう開拓者ばかりでなく、一般既存農家にも当然大きな問題として出てくると思うのですが、この機会に、北海道の根室あるいは青森、岩手にもあるわけですから、それと今申し上げました今後の開拓行政との関係はどういうふうになつていくかということについてお示しをお願いしたいと思います。

○伊東政府委員　パイロット・ファームと今度の法律改正の問題等については御質問でございますが、一般でございしますと、前から問題になつておりましたものは十八萬くらいしか出しておらず、最近の基本営農類型地区におきまして二十五萬くらいということでは

やつておりますが、先生御指摘のパイロット・ファームは百五十萬あるいは二百三十萬という特別な会計からの融資をいたしております。これにつきまして、私どもの考え方は、パイロット・ファームの行き方は、こういうふうな資金を投ずればこういう営農の形態ができるという意味の、ほんとうに文字通りのパイロット・ファームでございまして、今過去の入植の人々みんなをその線まで上げていくというところ、あるいはもう一つその間に基本営農類型地区というものがございしますが、そこまで上げるということにつきましては、実はいろいろな議論があるところでありまして、今度の三法の立て方としましては、実は、先生の御っしゃいましたパイロット・ファーム、基本営農類型地区との関連でございしますが、これは、そのもう一つの前の振興計画を立てているという段階でございまして、その振興計画を達成するという建前で三法をやりましたので、まだ基本営農類型あるいはパイロット・ファームとのつながりまでにはこの三法の考え方では直接には結びついておりません。その結びつきの問題につきましては、これは、先生のおっしゃいますように、いろいろ将来の問題がございしますので、私どもは、今御指摘のパイロット・ファーム、基本営農類型地区と振興計画という問題につきましては、この審議会でどういふふうに考えたらいかがいということを十分御議論していただきたいという考え方でございします。

パイロット・ファームの実情でございしますが、これはたしかまだ償還期限に入っておりませんので、今のところ

は所期の目的を達成して、入りました年からかなりの開墾が進みまして、ジャージーも相当入れておりまして、かなりの開墾進度を示しております。私どもは、企業として開拓を考えた場合には、やはりああいう形でいくのが一番いいのじゃなからうかというふうに思っております。ただ、これが償還期限の問題になりますと、先生のおっしゃいましたように、当初はやはりある程度苦しい期間が続くのではなからうかというふうに私も心配いたしておりますが、しかし、将来の開拓の形としては、ああいうものも当然企業として考えていく必要があるだろうというふうに考えておりますが、はなはだ遺憾ではございしますけれども、今度の三法では、その段階までいくにはまだ道は遠いということでございます。

○松浦(定)委員　直ちにそれを右へなぞでやれるというようなことは実は考えないのです。今の御説明のようにな、金をかければこういうことができるのだというためにあれをやっているのだということでありまして、それはもう、現在の日本の農業の実態からい言つておれぬと思ふのです。当時にも言いましたように、あれがやはり三億、五億というような金が投資されるので、すから、むしろその金を全体の既存農家に充てる、あるいは開拓農家に充てるといふことが先ではないかといふことを、終戦直後数年の問題でありましたから、そういうことを申し上げておつたのです。ところが、十五年たつても二十年たつても今のような形で並行していくならば、あそこへ入つた入植者だけは非常にいいのです。それは

もうお殿様のような生活をしてやつておられるけれども、既存の農家のみじめさというものは一そう酷になつてくる。ああいうものがあそこになければ、これはもう住めば都という格言もありますが、まづんすと思ふのです。仕方がないから、ところが、ああいう近代的なものがあそこへ入つてこなくておつて、そして、既存農家の一番苦しい立場にあるというものと対照しまして、それが今の開拓行政の中に何年たつてもちつとも入つてこないというやり方で法案を審議して、それでどうだということについては、私どもは賛成がでないわけなのです。もしそうだとするならば、入植者の中へも、この開拓の中で相当苦しんだ、先ほど申し上げました開墾を引き継ぎざるを得ないような人が優先的にそういうところに入るならば、私はそれを認める。ところが、御承知の通り、農業を全然やつたことのない人が、三十萬の金があることによつて、どういふ手続が知らぬけれども入つていった。その次の年から既存農家よりもぐつといふ生活をしている。建物にしても、いろいろの立場で優遇されているわけなんです。そうしますと、そこへ入る資格というものは、ただ単なる政府が考えた三十萬の金がある人、あるいは府県、町村の申請のあつた人、こういうようなことだけでは私はいかないと思ふのです。そういう点については、本年の入植の状態の中で私はちよつと聞いたのですが、開引の対象になるような人が相当これへ希望を出したところが、一割も許可にならないといふところで、これは新聞で見たのですから確実な情報ではないと思ひま

すけれども、それに対して非常に不満の意を表しておる、こういう意見が実はあるわけなんです。それはどういうわけだというと、先ほど申し上げましたように、出ていくには過去の借金がどうにもならない、その整理ができないから三十万という金ができない、それを保証する人もない、従つてその希望がかなえられないといったような、そういう条件下にある人が私は相当多いだろうと思つたのです。私が今お尋ねしたいことは、先ほど申し上げましたように、今、すなわち、そういう地帯のケースをほかへ適用することはできないけれども、将来もそういうどこまでも平行線であつて金さえあればこれでもいいのだといったようなケースがそこに進められる限り、私どもはこの制度には賛成できないわけなんです。今千五百か二千人足らずの人たちが入つておる。十数万の開拓者が非常に苦しんでおる中に、依然としてそういう施設を、国も認めておるといふこと自体すらおかしいと思つておられます。今日の事態としてはやむを得ぬとしても、この周引きの対象になる人に対しては、金の三十万、二十万というよりなことは、これはもう選定する場合における条件から言つたら問題でないと思つたのです。それは、特例をもつて、どういふ形ででも、将来この金については負担はするとしても、今それを条件としてその申請に対して討議をしないといふよりな、こう考え方でないようにするべきだ、こういうふうに考えるわけなんです。そういう点が私はいつでもこの法律の中へ盛り込まれたということになるならば、私はこの法律の改正もあえて無意味ではないと思つたのですが、そういうことも

依然としてできないのでは、先ほど申し上げましたような、古い機械を毎年修理しておるといったようなことになるのであって、そういう法の改正であつてはならぬと思うのですが、そういう点について、何か今日までお聞きになったような問題があり、あるいはまた今後もしそういう問題が起つたときにはどういうふうにしようかというような御意見がありましたら、この際お聞かせ願ひたいと思います。

○伊東政府委員　今、たとえばパイロット・フレームに間引きの対象の人を入れるか入れぬかというような御質問でございますが、これは、法律といひますより、運用の問題として解決していったらいんじやなかろうかと私は思います。今先生の御指摘になりますように、営農も何もしておらぬ人を入れるということではなくて、私も承知しておりますのは、やはりあそこに入る人は大體北海道の人が中心になつておりますが、私行つて参りましたときも、営農をしておる人たちがたしか入つておりました。単に金があるというだけでなく、やはり営農に経験のある、しっかりした人を入れるという方針でやっているつもりでございます。道庁等へも先生御指摘の点は十分注意をいたします。

それから、間引きの人を入れるか入れぬかの問題でございますが、これからの開拓というものは、国もある程度のめんどろを見るが、自分でも携行資金をある程度持つてきてもらひたい。これは、現金ということではなくて、現物で持つていく人もおります。肥料で持つていくとか、そういう人もございます。しかし、当初のねらいは、何

とか収入がなくてもある程度食べられるくらいのは考えておかなければいけないかぬということで、携行資金の制度でも考えておるわけでございますが、先生がおっしゃいましたような、間引きのみに門を閉ざすということでは、これはまたおかしいことになりまして、先生のおっしゃいました注意は十分注意しまして、実際問題の取り扱いに当たります。

○松浦定委員　ぜひ一つそういうことにしたいのだと思います。

それから、次に、きのうの参考人の意見にも特にありましたし、角屋委員からの質問の中でも回答があったのですが、この開拓者と既存農家との関係をいつまで続けられるのか、あるいはまた続けねばならないのか。一言で申し上げますならば、開拓者と既存農家とが一本化するといったような方向に向けるために、今の法律の改正、あるいは、たとえば営農類型の樹立につきましてもお考えになっておるのかどうかということが、私どもとしては明確でないわけなんです。終戦直後あるいはその前後の経緯からして、こういう処置をしなければならぬ問題が出てきたことは、これはもうわれわれは認めるなければならぬと思います。しかし、既存農家と開拓農家とがいつまでたつてもこういう機構的にもいろいろな面で対立をしておるといったようなそういう形でやること自体がこの問題をかえって阻害しておるのではないかということでもありますので、きのうの参考人の御意見も、できるだけ早く一つ統一合併といったような線にいきたい、しかし、今の形のままでしていくといつても無理なんだ、負債もある

し、いろいろの力の関係もあろうから無理なんだ、わけても、経済行為をやらないうような地帯、あるいはまたやつておる地帯といったようなことで非常に問題があるから、これは何とか政治的に解決をしてもらわなければならぬ、ということはある説明があつたわけですが、そういう形からいいますならば、やはり、この開拓者と既存農家というものが、終局的には、目的は農業をもつて自分の生活を守ることなので、すから、別にその立場をどうこうというわけではないのですから、こういう点をもうそろそろ政府の方針としても出していいんじゃないか。たとえば、町村合併がどういう形で行なわれたかということについては、目的があるわけです。ずいぶん反対はありますが、反対はありますけれども、その目的に向かつてはやはりだんだんと成果をあげてきつたわけですから、町村合併の結果は、やはり当然この既存農協の一本化ということも、すでに農林省は御指示をされておりました。ずいぶんやっておるわけです。私どもは一町村一組合といったような現在の農協のあり方というものは、だんだんと農業がいろいろな意味で圧迫を加えられれば加えられるほど結果をするべきであるというようなことから賛成をしておるわけですが、特に、その機会に、やはり前にやらなければならぬことは、開拓行政と一般農業行政とのこの目的を一つにするための機構の改革といえます。開拓と農協の一体化ということは、当然行なわれなければならぬと思うわけです。こういう点について、現在の政府としてはどういうふうなお考えでおられますか、お聞きしたいと思います。

○伊東政府委員　その点は、おっしゃいましたように、開拓といいますと、何か特別な観念を持って、特に既存農家あるいは農協という形との対立というよりよいことがありますことは、私は非常にまずいと思っております。同じ開拓といいますが、これはやはり農地局だけの問題ではなくて農林省が全部で考えるべき問題でございますし、広くはまた農林省だけではなくて厚生省なり文部省なりにもやってもらうことがございますので、何でも開拓のこととは開拓というからの中で解決するのはだというやり方は、私も実は反対でございます。過去の歩みを見ておきますと、何か農林省の中にも従来そういう空気があったのではないか。開拓というものは特殊なものである、市町村からも離れていく、市町村の中の異分子だというふうな空気さへ実はあるところもございます。私は、実はそういう行き方には反対でございます。実は、最近、市町村当局が開拓をやりたいというところで申し出のあるものだけに、市町村開発をやっていくというよりな方針もっております。過去のものにつきましては、なるべく早い機会に、できますならば、経済的な問題として既存の農家と融和してやっていけるようなところにつきましては、農協等についても統一をいたしますとか、あるいは開拓農協として農協の傘下に入っていくとか、あるいは開拓農協が既存の農協をリードしておるようなところは、これはまたそれで、開拓農協の名前はなにごとありますが、既存の農家を抱きかかえていくというよりなやり方で、私どもとしては、一日も早く、既存農家のある程度高いレベル

いて抜本的な対策が主張されてきたにもかかわらず、またもや同じようなことを繰り返すことに終わるのではなからうか。金融対策のごときはまことに高利貸しのような態度で、貸し付けたものをただ先に追い送つて、結局は開拓農民からしほり上げるといったような政策にはかならないと考えられるのであります。おそらく一兩年を出すので再びまたこれが改正案を出さざるを得ないであろうということを私も感ずるのであります。しかし、今の段階でこの法案をどう修正いたしましたとしても、根本的な対策を変えないというわけには参らないと思ふまじうので、できる

限りの修正その他でいくよりほかなかりうと思ひます。この法案の内容についてもいろいろ問題点がありますけれども、時間の關係もございますから、また、法案の修正等についていろいろ懇談の機会もあらうかと思ひますので、この際ただ一点だけ伺つておきたいと思ひます。

それは、せんだつて私が資料の要求をいたしましたこの問題について、開拓財産の利用状況という表が配付されました。聞くところによると、政府はこの財産の不要地処分というふうなことで処分をされるということでありますが、地方におきましてはこれはなかなか重大な政治問題になつておるとうであります。たとえば、私が先般も回つたある地方のごときは、二百町歩ほどの水田と畑が完全にできるといふ未墾地があるにもかかわらず、旧地主団体が結束いたしましたして、農業委員会に圧力をかけて、これを不要地として元地主に扱い戻さうという策謀が行なわれておる。それがために、その地

その他いろいろな人の応援を得ましてやっておりますが、おっしゃいますようにまだかなりたまっております。私もなるべくこれは早く片づけるようにいたしたいと思っております。

それから、買取の問題でございますが、私は、価格の問題等についてもやはり検討することがあるのじやなかりかと思ひます。未墾地の価格等につきましても、あまり近傍類地の価格と違つておるといふことになりますとやはり問題にもなりますし、価格の検討等も実はあわせ考えまして、何とか先生のおっしゃいましたようにうまく事が運ぶようにいたしたい。実は、未墾地買取につきましても訴願等もかなり出て参つております。これは価格の関係につきましても実はかなりございませう。それでありまして、価格等も含めて考えまして、先生のおっしゃいましたような未墾地買取なりあるいはまた売り渡し自身も厳正に励行できますように、私なりの努力をいたしたいと思つております。

○石田(海)委員 先ほども申し上げましたように、あとでまたこの法案についての審議の特別の会合もありますし、今度は審議会も発足することになるようでありますから、そういう機会にさらに検討を加えることにいたしまして、きょうのところは、私の質問は以上で終わりにいたします。

○秋山委員長代理 中澤君。

○中澤委員 実は、社会党では部会を開いてこの問題を二、三回検討したわけでありまして、相当強い修正意見が出てきておる。政府側の見解として、そういう修正意見に応ずる御意思があ

るかないかということを政務次官にちよつと御参考までにお聞きしておきたい。

○小枝政府委員 まだ、私も、どういふ点がいよいよ修正されるかといううなことにしても検討いたしておらないのでございませうが、われわれは、でき得る限りにおいて、当委員会の皆さんの御意見は極力尊重いたしたい、かように考えております。

○秋山委員長代理 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十三分散会

昭和三十五年四月二十五日印刷

昭和三十五年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局